平成２４年（フ）第５７２号
岡山県倉敷市下津井２丁目２番16号
債務者　川上　貴史
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　秀介
4　破産債権の届出期間　平成25年４月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５６８号
愛知県弥富市鯏浦町西前新田23番地２　パレス佐藤106
債務者　加藤　　弘
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　志乃
4　破産債権の届出期間　平成25年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月８日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７号
福井県南条郡南越前町嶋第13号24番地
債務者　坂川　晴夫
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野坂　佳生
4　破産債権の届出期間　平成25年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午前10時５分
6　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８７号
愛知県清須市清洲1205番地３
債務者　福田　守高
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　綾子
4　破産債権の届出期間　平成25年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１０号
札幌市東区北26条東10丁目１番11号　第２東成ビル２階Ａ号
債務者　道高　辰司
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯部　真士
4　破産債権の届出期間　平成25年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月10日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成25年５月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０号
北海道士別市朝日町中央4029番地　中央団地Ｂ棟205号
債務者　伊藤彦太郎
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皆川　岳大
4　破産債権の届出期間　平成25年３月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１号
千葉県木更津市幸町３丁目８番16号　ファーストハイツ203号
債務者　鈴木　静子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸島　一浩
4　破産債権の届出期間　平成25年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１４４号
岐阜県土岐市泉町久尻1160番地の20
債務者　松岡　賢治
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤知恵子
4　破産債権の届出期間　平成25年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第２３５号
大阪市鶴見区横堤５丁目11番30―301号
債務者　岸部　昇平
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　将治
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第８号
山形県天童市北目１丁目９番11号
債務者　大泉　　薫
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７５号
愛知県あま市中萱津足川46番地　ホワイトヒルズ102号、申立時の住所愛知県豊橋市富士見台６丁目３番地の127
債務者　小林　節子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第３５２号
千葉県八街市八街に186番地27　グリーンハイツⅠ201
債務者　小林真貴子（旧姓桐澤）
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４１０号
千葉県富里市七栄199番地135
債務者　赤坂紀代美
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第４号
千葉県成田市吾妻２丁目３番地１　３棟507号
債務者　都甲　順一
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１１号
千葉県成田市本城17番地３吉浜コーポＡ―３号室
債務者　額賀よし江
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１６０号
千葉県木更津市請西東５丁目15番地10
債務者　橋本　賢太
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部